

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

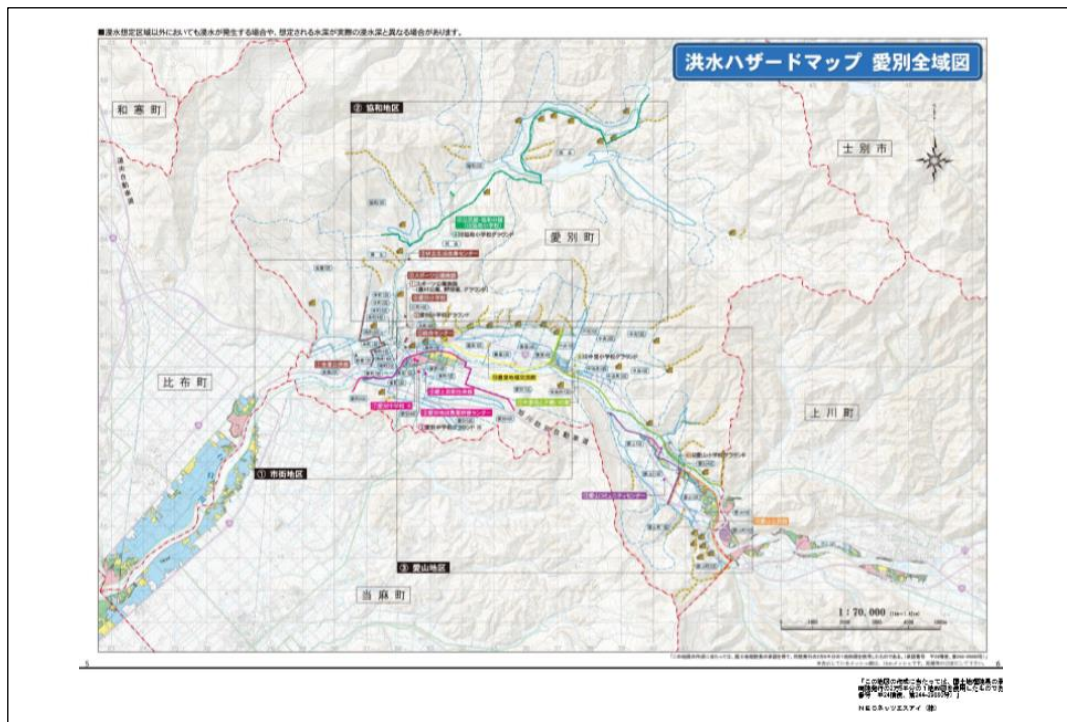
(1) 地域の災害リスク

(洪水：愛別町防災ハザードマップ)

愛別町には一級河川石狩川と普通河川愛別川が流れており、一級河川の石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域は、愛別町防災ハザードマップによると、国道39号沿線の市街地（中心市街地・愛山地区・中央地区・豊里地区・金富地区・愛別地区）が0.5～10mの浸水域とされている。下記の通りに、浸水域に達している小規模事業者数は、110件（協和地区除く）あり、町内商工業者数の86%が小規模事業者で占めており、対策が必要とされている。

(単位：件)

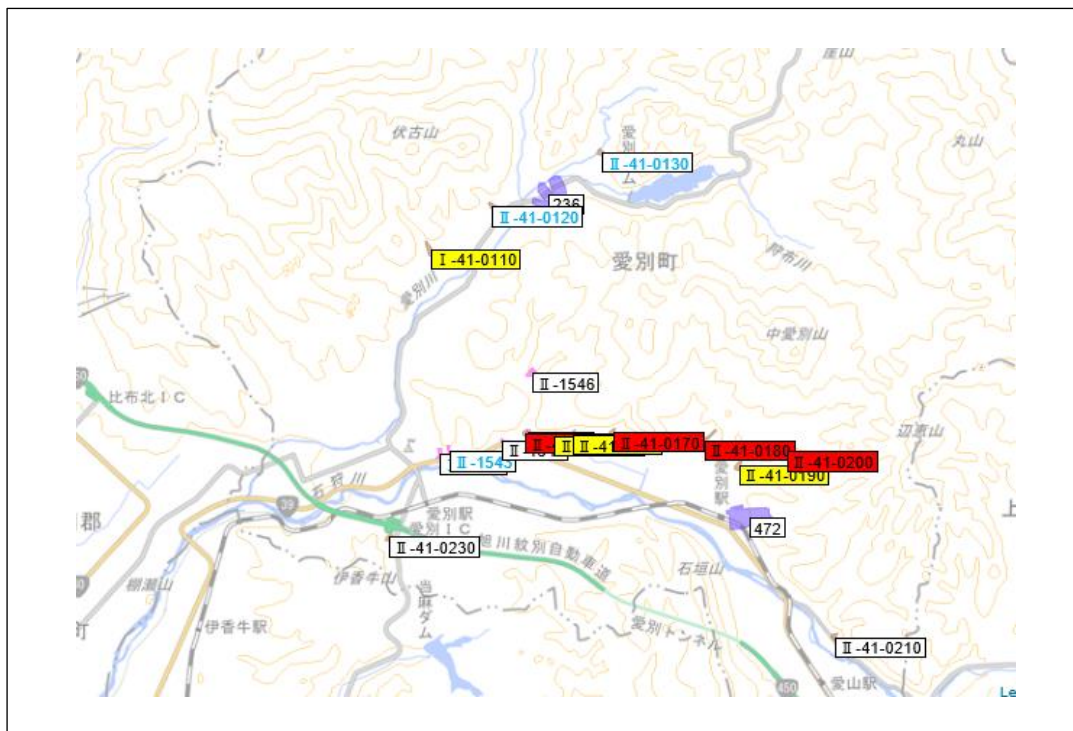
地区名	想定される浸水深	商工業者等数	小規模事業者数
協和地区	0m 未満	6	5
中心市街地	3m 未満	78	68
豊里地区	0.5～3m 未満	4	4
金富地区	0.5～3m 未満	11	10
愛山地区	0.5～10m 未満	10	10
中央地区	0.5～10m 未満	16	16
愛別地区	0.5～10m 未満	2	2



(出典：愛別町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、愛別町の協和地区及び中央地区・豊里地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、林業及び農業をはじめとした小規模事業者が35者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

愛別町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると13個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「沼田－砂川付近の断層帯」となっており、全国どこでも起こりうるマグニチュード6.9を上限とした地震が想定されており、発生確率は0.25%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が0.25%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度1の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度3の地震が1回発生しているなど、地震発生回数は少ない地域であるが、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
沼田－砂川付近の断層帯	西部	6.9程度	ほぼ0.25%
増毛山地東縁断層帯	西部	7.2程度	0.6%以下
富良野断層帯	南部	7.2程度	ほぼ0%～0.03%

(出典：地震調査研究推進本部)

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H23. 9. 2	大雨	台風12号の影響による大雨			農業用水路法面崩落 排水路崩落 道路法面崩落 道路面洗堀 河川法面崩落	河川への落石 河川環境保全型ブロック中詰材流出	
H24. 8. 13	大雨	大雨			道路法面崩落		
H26. 8. 5	大雨	大雨	床下浸1件 自主避難1件	農地冠水 29.3ha	河川被害11ヶ所 道路被害22ヶ所	営農施設冠水6ha	
H28. 7. 31	洪水	集中豪雨	床上浸7件床下浸6件 避難者1名 公共施設床上浸水1件	農作物被害農地冠水 55ha	河川被害8ヶ所 道路被害22ヶ所	営農施設冠水等被害 120ヶ所 鉄道不通1ヶ所	
H28. 8. 17 ～8. 23	大雨	台風7、9、11号及び前線の影響による大雨		農作物被害強風による倒伏 41ha	農地冠水24ha	営農施設冠水等被害 10ヶ所 公共施設冠水1件	

(出典：愛別町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 127人(独自データ)
- ・小規模事業者数 115人(H26経済センサス)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	19	16	町内に広く分散
	製造業	24	22	〃
	卸売業	0	0	
	小売業	24	23	市街地に集中
	飲食業	8	8	〃
	サービス業・その他	52	46	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
愛別町防災会議条例	S37.12	
愛別町地域防災計画	H31.3	毎年度更新
防災備品の備蓄	—	備蓄食料(2,000食) アルファ米・カンパン等

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続計画について周知	R1.8	パンフレット配布 104部
災害復旧貸付制度の周知	R1.8	パンフレット配布 104部
損害保険への加入促進	R1.9	保険会社との加入促進に向けての協議
事業継続力強化計画セミナー実施	R1.12	職員向け研修会(石北四町)
防災対策について対応	R1.12	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建 設 業	19	16	1	0	1	0	1
製 造 業	24	22	0	1	0	1	1
卸 売 業	0	0	0	0	0	0	0
小 売 業	24	23	1	0	1	0	1
飲 食 業	8	8	0	1	0	1	0
サービス業・その他	52	46	1	1	2	2	1
合 計	127	115	3	3	4	4	4

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、物流やライフラインに関する小規模事業者を優先し、更に、浸水地域並びに土砂災害及び特別警戒区域を優先し、概ね4期（20年）で100%の小規模事業者の策定を目指し、今期の5年では15%を目標とする。

【策定目標数値の根拠】

	今期 (R2～R6)	2期 (R7～R11)	3期 (R12～R16)	4期 (R17～R21)
策定目標数値	15% (18件)	25% (28件)	25% (28件)	35% (41件)

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- 経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

愛別町	愛別商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の「東京海上日動火災保険株式会社」や連携先の「あいおいニッセイ保険株式会社」に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数						フォローアップ回数					
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6		
建設業	19	16	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1		
製造業	24	22	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0		
卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小売業	24	23	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1		
飲食業	8	8	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1		
サービス業・その他	52	46	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0		
合計	127	115	2	2	3	3	3	2	2	3	3	3		

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	愛別町産業振興課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・愛別町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

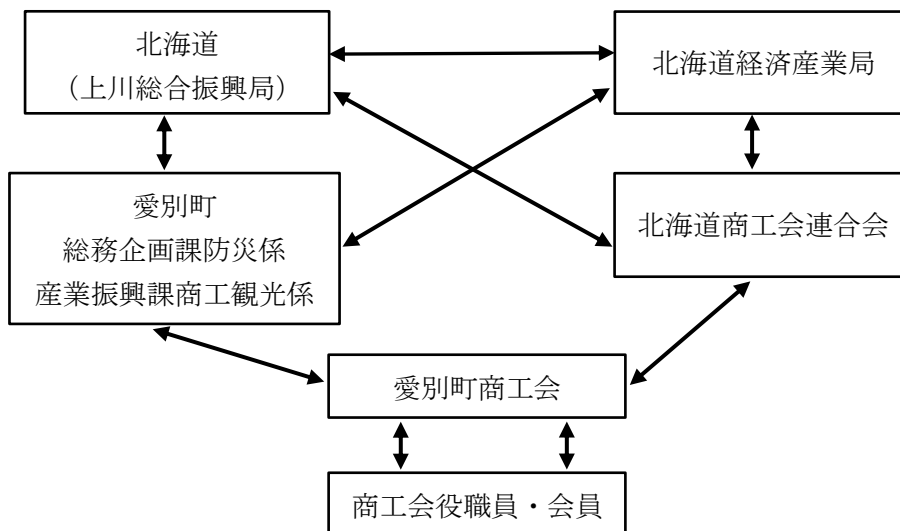
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

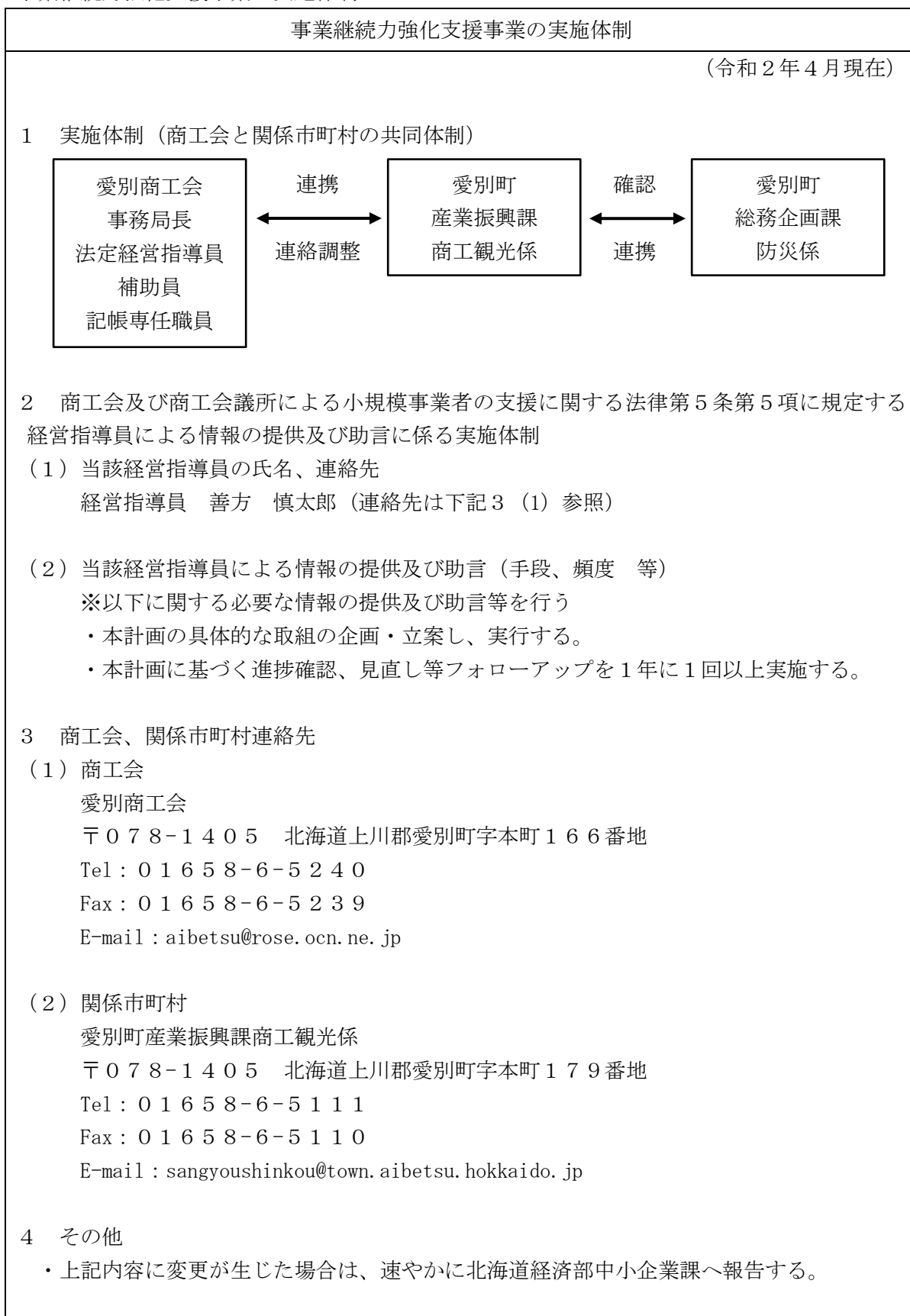
- ・愛別町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、愛別町・愛別商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	100	200	150	200
・ 専門家派遣費	100	100	150	150	150
・ セミナー開催費	50		50		50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。